

臼杵市農林振興課からのお知らせ

農業振興地域整備計画の全体見直しを行います

臼杵市では現在、農業振興地域整備計画【農振計画】の見直し作業を進めています。農振計画の見直しにあたって通常の農振除外などの手続きと異なる点やご注意いただきたいことについてQ&A形式でお知らせします。

Q. 農振計画ってなに？

A. 農振計画は、一定の農業地域を保全し、計画的に農業振興を図るため、市が農振計画を定めるもので、臼杵市では2809 ㌧を農用地区域に指定しています。農用地区域内の農地は、農地以外での土地利用が厳しく制限され農地転用が原則許可されません。そのため、当該農地を農地以外の用途で利用する場合、まず市が農振計画を変更することによって、農地転用等が可能となる仕組みになっています。

Q. 農振計画の全体見直しってなに？

A. 現在の臼杵農業振興地域整備計画（農振計画）は、旧臼杵市は平成8年3月、旧野津町は平成元年2月に策定されたものです。平成28年度から基礎調査に取り掛かり、平成30年3月を目途に計画の変更（全体見直し）を行います。全体見直しの大まかなスケジュールは次のとおりです。

農振計画の全体見直しにかかる事務スケジュール

平成28年		平成29年												平成30年					
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
		【農振除外申出】 受付の一時停止 周知期間				（農振除外申出） 停止期間前の最終受付	【農振除外申出】受付の一時停止期間												
農振計画の全体見直し事務期間																			
		基礎調査・計画(案)				関係機関との協議等				公告・縦覧				完了					

Q. 農振除外の申出はどうなる？

A. 現在、年4回（5月、8月、11月、2月）受付を行っておりますが、**平成29年度は、計画策定に伴う関係機関との協議や意見聴取を予定しているため、平成29年5月19日までの届出分をもって、見直し完了まで農振除外等の受付を一時凍結します。**

そのため、平成29年度は通常と違うスケジュールとなりますので、農用地区

域内の土地で農地転用や開発行為を計画されている場合は早めの手続きが必要となります。詳しくは農林振興課までお問い合わせ下さい。

なお、通常の農振除外の受付については、平成30年4月からの再開を予定しています。ただし、全体見直しに係る関係機関との協議の進捗状況によっては、再開時期が前後する場合がありますので、ご理解願います。

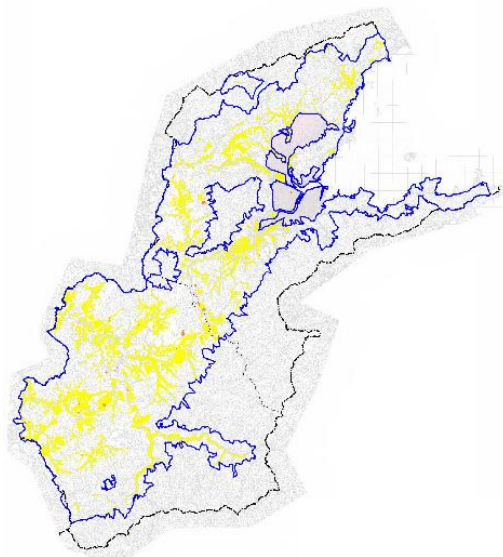
Q. 農用地区域のメリット・デメリットは？

A. ■メリット

- ①基盤整備事業（農道・用排水路・ほ場整備等）や園芸施設（ハウス・付帯施設を含む）の整備事業など国の補助事業は、農用地区域に指定されると補助が受けられます。
- ②相続税・贈与税財産の評価が純農地になり、相続税・贈与税を軽減することが出来ます。

■デメリット

農業振興地域整備計画農用地利用計画に定められた用途以外には使用できません。



お問い合わせ：
農林振興課（☎0974-32-2220）